

Beyond

ASAHI
Research Institute

2023. 6 vol.30

サステナブルな林業へ

あさひ総研

法人と個人で株式を安く譲渡すると

相続税の加算税

インボイス制度へ向けて

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」
最終報告（案）の公表

Focus

株式会社ヴィス

News

あさひ通信

第215回 売上を減らそう

INFORMATION

The Place Nagoya

CONTENTS

サステナブルな林業へ

あさひ総研

- 01 ・事業承継
法人と個人で株式を安く譲渡すると
- 02 ・相続
相続税の加算税
- 03 ・税制
インボイス制度へ向けて
- 04 ・公益法人
「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告（案）の公表

Focus 株式会社ヴィス

News

あさひ通信 第215回 売上を減らそう

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

森林環境税の役割



サステナブルな林業へ

統括代表社員 田牧 大祐

2020年末に3万8千円/㎡であった輸入製材価格は、2021年末には8万円/㎡を超え、2倍以上の価格となった^{*1}。いわゆるウッドショックは、コロナ禍における世界的なコンテナ不足、輸送価格上昇等により引き起こされた。国内の製材価格もこれに合わせて大きく上昇し、現在は下落傾向にあるが、国内の林業が注目される一つの契機となった。

日本の森林面積は2,500万ヘクタールで、そのうち1,000万ヘクタールが人工林である。国土面積に占める森林の割合は3分の2であるため、国土の4分の1が人工林ということになる。人工林が多い背景は、太平洋戦争にある。戦時中、木材は軍需物資として大量に伐採され、戦後においては、主要都市の戦災復興の木材需要のためさらに伐採が進んだ。戦中戦後の伐採で、森林が荒廃、各地で山地災害、水害^{*2}が発生した。この木材需要への対応と治水のために造林が推奨^{*3}されたのが人工林の多い背景である。終戦の翌年1946年以降、造林関連の公共事業のスタートや1951年の民有林の伐採規制を強化する森林法の制定などを経て人工林は広がってきたのである。

一方で、近年の林業就業者人口は減少している。1980年では14万6千人であった就業者人口が、2020年には4万4千人と大幅な減少となった。さらには就業者の高齢化率（65歳以上）は25%と高い割合となっている^{*4}。造林を推進した一方で、輸入自由化の流れによる安い輸入木材に押され、国内林業の低迷が続いたことが林業就業者の減少と就業者の高齢化が進んだ

要因といえる。

ウッドショックは、木材の輸出額の増加をもたらし、林業再興のきっかけになったと言える。さらに林業への追い風がある。2024年から始まる1人年額1,000円の徴収となる森林環境税600億円^{*5}である。国税として徴収され、全国の県、市町村へ、私有林人工林面積や林業就業者数などの一定の基準で森林環境譲与税として配分され、間伐等の森林整備、人材育成、木材利用の普及促進等のために活用される。

戦後の造林から50年、60年を経て適伐期を迎えており、森林資源の循環のためにも需要喚起は喫緊の課題となっている。伐採後の広葉樹林化や無花粉スギへの移行など林業活性化に向けた取組は多様にあり、その担い手確保が必要となっている。

林業は、国土保全や豊かな治水環境確保につながるもので、未来の世代に引き継いでいくべき重要な事業である。

^{*1} 財務省「貿易統計」製材品合計単価より

^{*2} 1947年の関東、北日本を襲ったカスリーン台風では、土石流や河川の氾濫により、利根川流域で死者1,100名、家屋浸水30万戸、家屋倒壊3万戸という大災害となった。

^{*3} 成長の早いスギ、ヒノキの大量植樹が花粉症の増加要因といわれている。

^{*4} 林野庁HP「林業労働力の動向」より

^{*5} パリ協定の枠組みの下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図り、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税。自治体への森林環境譲与税は徴収に先んじてスタートし、一部活用されている。すでに課税制度としてある緑環境税などの県民税とは異なるものである。



中小企業の株式は一般的に市場価格がなく取引相場のない株式といわれます。そのような株式を、時価より低い価額で譲渡した場合、どのような課税関係になるのでしょうか。課税関係を整理するには、渡すのが法人か個人か、また、受けるのが法人か個人かで、対応する税法が変わってきます。(なお本稿は株式に時価がある前提で記載しております。)

<法人間の低額譲渡>

例えば、株式会社(法人)と株式会社(法人)で株式を時価より安く譲り渡したら、どのような課税関係になるでしょうか。譲り手も、受け手も法人ですので、双方の課税関係は法人税法で考えることになります。

株式会社は営利を目的とした法人です。そのため、特段の理由なく株式を低額で譲渡するのであれば、時価と譲渡価額の差額は寄付と規定されています(法人税法 37 条 7 項)。また受け手にとっても安く株式を取得したのであれば、時価が株式の取得価額であり、時価と対価の差額は受贈益と考えます(法人税法 22 条 2 項)。

法人間の株式の低額譲渡

	譲り手(法人)	受け手(法人)
時価と譲渡価額の差額	寄付金	受贈益
時価2,000円の株式を1,500円で譲渡した場合の税務上の仕訳	現預金 1,500円(対価) 寄付金 500円 / 有価証券 2,000円	有価証券 2,000円 / 現預金 1,500円(対価) / 受贈益 500円

法人と個人で株式を安く譲渡すると

<個人間の低額譲渡>

今回は、個人間で株式を時価より安く譲り渡したら、どのような課税関係になるでしょうか。個人の税務を考える上で重要なのは、個人は法人と違い、必ずしも利益を追求するものではないということです。個人間の取引では贈与税が課税されます。

個人間で株式を低額で譲渡した場合、時価と譲渡価額の差額は、譲り手(個人)が、受け手(個人)に贈与したものと考え、贈与額に応じて受け手に贈与税が課税されます(相続税法 7 条)。一方で、譲り手については通常の譲渡所得税、つまり低額の譲渡価額と当初取得価額等で計算した譲渡所得に対して所得税が課税されます。

なお譲渡価額が時価の半額を下回る場合、譲り手において譲渡損失が無かったものとする制限や、受け手において譲り手の取得価額を引き継ぐ等の制約があります(所得税法 59 条 2 項、60 条 1 項)。

個人間の株式の低額譲渡

	譲り手(個人)	受け手(個人)
時価2,000円の株式を1,500円で譲渡した場合の税務上の考え方	譲渡価額 1,500円 で譲渡所得と所得税額を計算	500円の贈与を受けた者として贈与税を計算

この他に、法人から個人へ低額で譲渡するケース、個人から法人へ低額で譲渡するケースもあり、こちらも上記とは分けて課税関係を整理しなければなりません。また本稿では、株式譲渡の当事者である譲り手と受け手のみの課税関係に触れましたが、譲渡の対象となる株式の譲り手・受け手以外の株主についても、課税関係の検討が必要となるケースがあります。

株式譲渡の際は時価も重要ですが、株式譲渡をとりまく各者の課税関係の整理も非常に重要です。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談(組織再編、グループ法人税制)を担当。

相続税の加算税

相続税において、申告した財産に漏れがあった場合や、期限までに申告ができなかった場合、ペナルティとしての税金が課税されます。

項目	内容
無申告加算税	申告期限までに申告をしなかったことに関するペナルティ
過少申告加算税	当初申告した税額が過少であったことに関するペナルティ
重加算税	課税を免れるために財産を隠した場合など、意図的に申告をしなかったことに関するペナルティ

1. 無申告加算税について

申告期限までに申告しなかった場合は、無申告加算税が課されます。無申告加算税として課税される税率は下図の通りです(本税に加算される税率を記載)。申告時期が税務調査の事前通知前後等のタイミングにより税率が変わりますが、本税とは別に最大で30%の加算税が賦課されることになります。

無申告加算税 税率

申告時期 / 相続税本税	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超※1
税務調査の事前通知前の自己申告	5%		
税務調査の事前通知 ～調査までの自主申告	10%	15%	25%
税務調査後の申告または決定	15%	20%	30%

※1: 本税300万円超に対して加算される税率は令和6年1月1日以降に申告期限が到来する税金に適用される

ただし、以下のような場合には無申告加算税はかかりません。

- 申告期限から1ヵ月以内に自主的に申告し、税額の全てを納付した場合
- 未分割申告後に遺産分割が確定し、期限後申告をする必要が生じた場合
- 遺留分侵害額請求に基づき支払う金銭の額が確定した後の期限後申告の場合
- 重加算税がかかる場合(無申告加算税と重加算税は同時には課税されない)

【計算例】

- 期限後申告の時期: 税務調査後
- 本来払うべき相続税額: 200万円

$$\begin{aligned} &\downarrow \\ &\text{無申告加算税} = \\ &50\text{万円} \times 15\% + (200\text{万円} - 50\text{万円}) \times 20\% = 37.5\text{万円} \end{aligned}$$

2. 過少申告加算

当初申告に財産の計上漏れがあった場合など、税額が過少であったことから修正申告となった場合には過少申告加算税が課税されます。税率は下記の通りです。

過少申告加算税 税率

申告時期 / 当初納税額との比較	当初の納税額と50万円のいずれが多い方以下の部分	当初の納税額と50万円のいずれが多い方を超える部分
税務調査の事前通知前の自己申告	なし	
税務調査の事前通知 ～調査までの自主申告	5%	10%
税務調査後の申告または決定	10%	15%



ただし、以下のような場合には過少申告加算税はかかりません。

- 税務調査の通知前に自主的に申告をした場合
- 災害又は盗難等により相続財産に含めていなかった財産があった場合
- 未分割申告後に遺産分割が確定し、修正申告をする必要が生じた場合
- 留分侵害額請求に基づき支払う金銭の額が確定した後の修正申告の場合
- 重加算税がかかる場合(過少申告加算税と重加算税は同時には課税されない)

【計算例】

- 修正申告の時期: 税務調査後
 - 当初申告の相続税額: 600万円
 - 修正申告による追加納税額: 1,000万円
- ↓
- 過少申告加算税 =
600万円(当初納税額600万円と50万円のうち大きい方)
×10% + 400万円(1,000万円 - 600万円) ×15% = 120万円

3. 重加算税

相続財産を意図的に隠して申告しなかった場合、重加算税が課されます。相続税の重加算税が課せられるのは、相続財産を「隠蔽又は偽装した場合」です。相続税の重加算税は、下図の通り、相続税申告を当初からしていた場合としていなかった場合とで税率が異なります。

重加算税 税率

	当初申告あり(過少申告)	当初申告なし(無申告)
重加算税の対象	追加相続税に対して	相続税全体に対して
税率	35%	40%

重加算税が課される場合、配偶者の税額軽減の特例等、税額に対する影響額が大きい相続税の特例制度が適用できなくなる可能性があります。専業主婦の方の名義預金などは、当初より隠さずに申告書に計上しておけば配偶者の税額軽減の特例が適用でき、その財産についても金額によっては無税で済む可能性もあります。しかし、故意に隠していると指摘され重加算税が課された場合、その相続財産についてこの特例は適用されず、重加算税だけでなく、本来払う必要のなかった相続税本税が生じる可能性がある点には十分に留意する必要があります。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



先月に引き続き、令和5年10月1日より開始される適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）の注意点を紹介します。

①適格簡易請求書（簡易インボイス）

インボイス発行事業者が、不特定かつ多数の者に販売等を行う次の事業を行う場合には、インボイスに代えて、インボイスの記載事項を簡易なものとした簡易インボイスを交付することができます。

1. 小売業
2. 飲食店業
3. 写真業
4. 旅行業
5. タクシー業
6. 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限り）
7. その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業（旅館業等）

図1が簡易インボイスの記載例です。通常のインボイスの形式との違いは、税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率のいずれかの記載が良いこと、書類の交付を受ける事業者の氏名等の記載がないことです。前回紹介した通常のインボイスと併せて、売手視点からどの形式のインボイスの発行が必要か、また買手視点で事業者から受け取るインボイスは簡易インボイスで良いか等混乱しないよう注意が必要です。

②インボイスの交付義務の免除

売手であるインボイス発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、買手である相手方（課税事業者に限ります）からの求めに応じてインボイスの交付義務が課されています。ただし、図2の取引は、売手であるインボイス発行事業者が行う事業の性質上、買手に対してインボイスを交付することが困難なため、インボイスの交付義務が免除されます。この場合、買手は一定の事項を記載した帳簿のみの保存¹をすることで仕入税額控除が認められます。全ての取引についてインボイスを入手しないとイケないというわけではないので、仕入税額控除にインボイスが必須かどうかに関する理解が必要です。

¹ 通常の記載事項に加え、以下の事項の記載が必要となります
 ・帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる仕入に該当する旨
 例) 図2①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」
 ・仕入の相手方の住所又は所在地
 例) 図2④に該当する場合、「〇〇市 自販機」

インボイス制度へ向けて

図1) 適格簡易請求書の記載事項・記載の留意点

スーパー〇〇
 東京都…
 登録番号 T123456

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象 (内 消費税額)		¥24
10%対象 (内 消費税額)		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 ② 取引年月日
 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率^{※2}

※1 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です
 ※2 “税率ごとに区分した消費税額等”の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります

国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

図2) インボイス交付義務が免除される取引

①	3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送 <small>※1回の取引の税込金額が3万円未満かで判定します 複数人（複数回）分の乗車券をまとめて購入する場合等は注意が必要です</small>
②	出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の販売
③	生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売 <small>※生産者を特定せずに行うものに限り</small>
④	3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等 <small>※コインロッカーやコインランドリー等によるサービスを含みます 簡易インボイスの交付義務があるため、セルフiezaやコインパーキング、自動券売機は含まれません</small>
⑤	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス



山形事務所
 審査部
 早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告（案）の公表

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」は、2023年4月28日に最終報告（案）を公表し、パブリック・コメントの募集を行いました（4/28-5/17）。

この有識者会議は、昨年10月4日から4月27日まで計10回開催され、制度改正の具体的な方向性が最終報告（案）に以下のとおり取りまとめられています。

【改革の意義及び基本的方向性】

公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していくことが可能となるとともに、より国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革を行うべきであるとの方向性が示されました。

【より柔軟・迅速な公益活動展開のために】（一部抜粋）

1. 収支相償原則の見直し

① 中期的な収支均衡：単年度の収支差ではなく、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を法令上明確化する。「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について、過去5年間に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。その際、②の「公益充実資金（仮称）」の積立は費用とみなす。その上でなお「黒字」が生じる場合は、中期的（5年）に均衡状態を回復するものとする。

② 「公益充実資金（仮称）」の創設：将来の公益目的事業の発展・拡充のため、より柔軟な積立を行うことが可能な「公益充実資金（仮称）」を創設する。当該資金積立は①の中期的な収支均衡判定上、費用とみなす。（従来の「特定費用準備資金」「資産取得資金」を包括する資金）
 ・細かな事業単位ではなく大括りな設定（「公1」「公2」等の事業単位を横断する使途の設定も可能とする。）
 ・いまだ認定されていない将来の新規事業のための積立

③ 「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和：「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について、最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する。

2. 遊休財産規制の見直し

① 「上限（公益目的事業費1年相当分）超過の取扱い」：「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を報告、開示する。また貸借対照表内訳表で事業区分を明確化する。

② 上限額の算定方法について、予見可能性の向上、短期変動の緩和：1年相当分の公益目的事業費について、「前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額」に改める。なお、法人において理由を明示した上で「当該事業年度の事業費」又は「前事業年度の事業費」を選択することも可能とする。

3. 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化

① 「公益性に大きく影響せず」かつ「事後監督で是正しう



る」変更は届出化（例：公益目的事業の事業再編・縮小・廃止、収益事業の追加等）

② 必要書類の合理化・明確化、審査期間を公表（短縮を図る）

4. 合併手続等の柔軟化・迅速化

① 事業内容の変更を伴わない単純合併を届出化するなど、審査のメリハリ付け、手続マニュアル作成・周知

② 法人による自発的な認定取消しの取扱い

【より国民からの信頼・協力を得ていくために】（一部抜粋）

1. 法人運営の透明性向上とDX推進

① 法人運営に関する開示情報の拡充
 ② 行政庁による法人情報の公表、法人情報を一元的に閲覧・活用できるプラットフォームを整備

③ 公益法人行政に関する全ての手続のデジタル完結、ユーザビリティ向上

2. わかりやすい財務情報の開示

① 財務諸表における、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を推進（損益計算書・貸借対照表の内訳表の作成）
 ② 行政庁への定期提出書類を簡素化し、法人負担を軽減

3. 法人機関ガバナンスの充実

① 自律的ガバナンスの強化
 ② 理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等

4. 行政による事後チェックの重点化

① 立入検査の重点化
 ② 監督措置の実効性向上

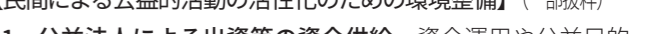
【民間による公益的活動の活性化のための環境整備】（一部抜粋）

1. 公益法人による出資等の資金供給 資金運用や公益目的事業としての出資についての考え方・基準を整理、明確化

2. 公益信託制度改革

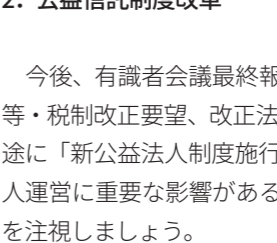
今後、有識者会議最終報告、「新しい資本主義実行計画」等・税制改正要望、改正法案国会提出を経て、2025年度を目途に「新公益法人制度施行」が予定されています。今後の法人運営に重要な影響がある改正となります。公表される情報を注視しましょう。

公益法人インフォメーションにて会議資料、概要等が公表されています。 <https://www.koeki-info.go.jp/>



山形事務所
 審査部
 海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけではなく、公益法人の設立支援などにも携わる。



山形事務所
 審査部
 海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけではなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

Focus

「オフィス」をデザインする時代から、
「はたらく」をデザインする時代へ。

株式会社ヴィスは、「はたらく人々を幸せに。」というパーパスのもと、3つのソリューション(①ワークプレイス、WEB・グラフィックのデザインを通して企業ブランディング構築を支援するブランディング事業 ②主に「WORK DESIGN PLATFORM」を通してデータをもとにワークプレイスの現状を可視化・改善するデータソリューション事業 ③オフィスビルのバリューアップや活用提案・フレキシブルオフィス「The Place」を運営するプレイスソリューション事業)を通して「はたらく」をデザインするワークデザインを提供しています。

vis

株式会社ヴィス

<https://vis-produce.com>

東京都港区東新橋 2-14-1 NBF コモディオ汐留 2F

TEL.03-3433-6788

本社●大阪市北区 オフィス●東京・大阪・名古屋

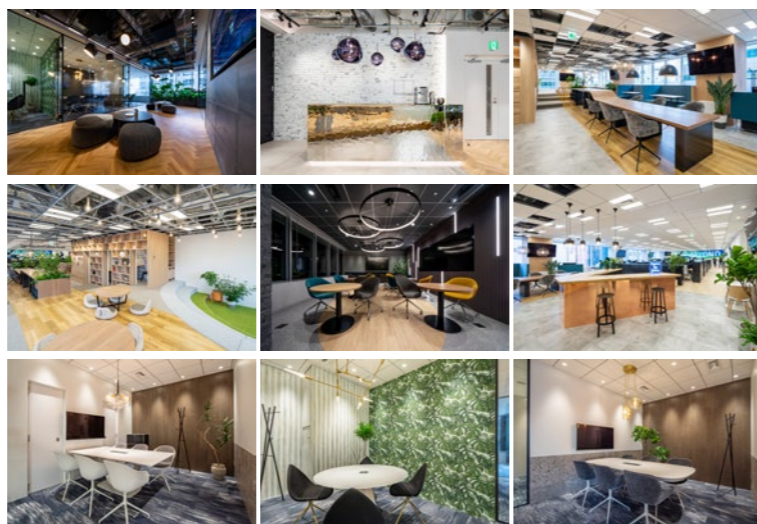


ヴィスは、1998年に創業し、2004年からオフィスに特化してデザインを提供してきました。

オフィスのみならず、WEBサイト・パンフレット・名刺などもデザインし、企業ブランディングを支援しています。クライアントごとに異なる課題やご要望、多彩なケーススタディやクリエイティブ実績を踏まえた最適なソリューションをご提案しています。

2021年には税理士法人あさひ会計様の仙台事務所の移転をお手伝いさせていただき、第34回日経ニューオフィス賞 東北ニューオフィス推進賞を受賞しました。

同じく2021年にはフレキシブルオフィス『The Place』をオープンし、自社で運営を行っています。ノウハウを蓄積し、オフィスビルのバリューアップやワークプレイスの活用なども支援しています。



また、近年のはたらき方の変化に伴い、事業領域を「オフィス」のデザインから「はたらく」のデザインに拡大しました。空間稼働率、コスト、ロケーション、リーダーや現場の声など、確かな設計根拠に基づいたワークプレイスをデザインする。そして、はたらき方を可視化し、より良い環境へとクリエイティブしていく。それら継続的なアップデートで、はたらく人々のエンゲージメントを高め、企業価値のさらなる向上へとつなげていきます。

そして2023年4月、ワークプレイス構築に新たな視点、根拠をもたらすべく、「WORK DESIGN PLATFORM」を提供開始しました。現状の稼働率や出社率、ロケーション・コスト分析、社員意識調査などの情報を可視化し、理想的なワークプレイス構築に役立てます。またオフィスの完成後は、アフターサポートに加え利用状況調査や効果検証など最適な状態を維持するための継続的なアップデートを行っています。

WORK DESIGN PLATFORM

ワークプレイス構築に、新たな視点を。

vis

こちらを見てお問い合わせいただいた方を対象に、ご移転や改装等のオフィスプロジェクト開始時に『WORK DESIGN PLATFORM』サービス無料キャンペーンを実施しています。対象や回数に条件がありますので、詳細はお問い合わせください。→ <https://vis-produce.com/wdp/>

株式会社ASAHI Accounting Robot研究所

東京オフィス開設 2023.6.1 OPEN

この度、株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所は、2023年6月1日に東京オフィスを開設致しました。渋谷ビットバレーへ新たに拠点を設け、企業、自治体、大学へのDX支援を加速します。



所在地：〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂2丁目11-1 JMF渋谷03 5F

The Place Shibuya(ザプレイス 渋谷) ルームB

交通：JR、私鉄各線 渋谷駅より徒歩7分



◆セミナー案内◆

「現場から始める RPA 推進、成功の秘訣はこれだ！」開催のお知らせ

- *RPA 導入を検討している、導入したなかなか広まっていけないとお悩みの経営者・企業担当者様
- *DX 推進を検討、実施されている方
- *製造業の RPA 導入事例を知りたい方
- *「Power Automate for desktop」でどんな業務が自動化できるのか知りたい方に、ぜひオススメしたいセミナーです。

製造業の RPA 全社展開を強力に推進した経験を持つ講師が、「RPA 導入を検討しているが何を・どこから・どうやってすすめていけばよかわからない」「RPA を導入したなかなか社内に浸透しない」など、導入推進において直面するお悩みの最適解をお話します。

【プログラム】

- ・製造業が抱える課題
- ・製造業から見た RPA とは
- ・製造業での導入事例
- ・成功の秘訣とは
- ・Power Automate for desktop ご紹介

【講師】

テクニカルエバンジェリスト 渋谷 匠

【会場】

仙台会場 / Microsoft Base Sendai ・ オンライン / Teams

【定員】

仙台会場 / 10名 ・ オンライン / 40名

※製造業の方のみではなく、全業種において参考にしていただける内容です！

6/19
mon

Microsoft Base Sendai

×
オンライン

14:30 ~ 15:30

【参加費】 無料

事前にお申込みが必要です。
お申込はこちらから →

ロボ研では、他にも様々なRPAに関するセミナーを開催しています。詳しくは、セミナーページをご覧ください

売上を減らそう

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



『売上を、減らそう』という本がある。著者は京都にある佰食屋（国産牛ステーキ丼専門店）の中村朱美さん、佰食屋は文字通り1日の販売数量を100食と限定している。その結果、

- ①社員の退社時間は夕方5時台、残業はない。中村朱美さんにとって本当に働きたい会社の条件とは「家族と一緒に晩御飯を食べられる」ことだ。
- ②予約もキャンセルもないのでフードロスほぼゼロ。佰食屋には冷凍庫がない。冷蔵庫すら営業終了時にはほぼ空、毎日キレイに拭き掃除ができるほどだ。
- ③経営が究極的に簡単。毎日使う分量が決まっているので仕入が単純、従業員にとっての目標はたった1つ「一日100食売ること。その中で来られたお客様を最大限に幸せにすること」。100食を達成するためにみんなが丸となって視線を合わせ、まるでサッカーをしているように連携しながら、テキパキと仕事をしている。90食を越えるあたりになると、あと10食、9食、8食...とカウントダウン。最後の100食目を達成すると「今日もいけたね！」と讃え合う。これが毎日だという。

佰食屋の従業員にとっては仕事もゲームみたいなものなのだろう。通常の飲食店にとって労働の区切りは「時間」なのだが、佰食屋では「売れた数」が労働の区切りだ。だから達成感がある。

佰食屋のビジネスモデルを支えているのは圧倒的な商品力だ。国産牛、国産米、食材にも調味料にもこだわり、ソースも自家製、原価率は約50%、これを税別1,000円で提供している。広告費は一切使わない、お客様が満足してくれれば口コミで広がっていくはず。

「そんなのうまくいくわけがない」「アホらしい」。佰食屋をはじめ 2ヶ月前に出場したビジネスプランコンテストで審査員に言われた言葉だ。

しかし佰食屋は、開業して3年目の「京都市『真のワーク・ライフ・バランス』推進企業特別賞」を皮切りに、「経済産業省新・ダイバーシティ経営企業100選」等13もの賞を獲得することになる。まさしく「ワーク・ライフ・バランス」にしても言葉だけの会社が多い中で、佰食屋は本質的に「ワーク・ライフ・バランス」を実践している。

ところで100食限定、食材の原価率50%、人件費率30%で佰食屋はやっていけるのだろうか？ 佰食屋のスタンスは、とにかく倒産しなければいい、会社として存続していけたらいい、というもので、「やっていけないことはない」という状態らしい。佰食屋で一番大切なのは「従業員のみんな」。だから、従業員が作ってくれた売上、利益は年3回の賞与という形でしっかり配分するのだという。「利益を蓄え、自己資本比率を高め、不況や新規事業の投資に備える」というのが経営者の一般的な考え方だが、中村朱美さんにはしっかりこないらしい。今、頑張ってくれた従業員には、今、それに見合う報酬を与えるという考え方だ。

この点だけは、私は同意出来ない。企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）は従業員、購入先、お客様、地域社会、金融機関、行政、そして株主と多種多様だ。勿論、従業員はステークホルダーの中で、最優先順位で大切にしなければならないのだが、会社が潰れて困るのは従業員だけではない。企業は、同順位でなくともすべてのステークホルダーに対して責任があるのだ。また、企業は利益を出せば税金を払わなければならないが、それは大きな社会貢献だ。企業は利益を蓄えてすべてのステークホルダーの今と未来を守らなければならない。

佰食屋は、新しい経営の形を提示して、事業とは何か？ 経営とは何か？ と現代社会に本質的な問いを鋭く突き付けている。だからこそ、佰食屋には潰れてもらっては困るのだ。今、すべてを犠牲にして業績を求める業績至上主義は岐路にあるのだと思う。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

- ◎各会場先着5組様限定、完全予約制
- ※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。



【山形】 6月7日(水) 7月10日(月)	【仙台】 6月13日(火) 7月11日(火)
◆時間：各会場共通 ①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00 共催/日本M&Aセンター	

『～リスクリングの第一歩～ はじめてのRPA』 参加費 無料

「リスクリングやDXについて最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい？」という方の第一歩を後押しします。

- 主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
- 講師：エンジニア 柏倉 佑美
- ◎プログラム▶・Windows10、11標準搭載のRPA「Power Automate for desktop」とは
 - ・企業におけるRPA活用事例、リスクリング事例から学ぶ
 - ・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ



【山形】 6月7日(水) 7月5日(水)	【仙台】 6月5日(月) 7月3日(月)
◆時間：各会場共通 14:00～15:30 各会場定員◆8名	



『相続個別相談会』 参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

- ◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と
そのご親族様に限定させていただいております。



【山形】☎0120-652-144 山形相続サポートセンター	◆開催日時：各会場共通 6月14日(水) 7月12日(水)
【仙台】☎0120-954-883 宮城相続サポートセンター	*1回目/10:00～ *2回目/14:00～ いずれも1時間程度

『リスクリング経験者で 現 Microsoft MVP による“現場のリスクリング”セミナー』 参加費 無料

デジタル分野のリスクリング体験を持ち、現 Microsoft MVP の講師が学習のはじめ方や成功の秘訣をお伝えします。

- 主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
- 講師：エバンジェリスト 大溪 明日香
- ◎プログラム▶・リスクリングとは ・リスクリングのはじめ方 ・実践事例の紹介



【Webセミナー/Teams】6月16日(金) ◆時間：15:00～16:00	7月7日(金)
--	---------

『事務スタッフが始める！「自動化・デジタル化 Webセミナー」』 参加費 無料

生産性向上を目的とした自動化やデジタル化を事務スタッフ業務から始める方法をご紹介します。

- 主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
- 講師：エバンジェリスト 大溪 明日香
- ◎プログラム▶・自動化ツール Power Automate と Power Automate for desktop とは
 - ・無償版と有償版の違い
 - ・ライブデモ（操作実演）



【Webセミナー/Teams】6月21日(水) ◆時間：10:30～12:00	7月13日(木)
--	----------

YouTube 動画配信中 役立つ<<税>>の情報を分かりやすく配信。限定公開です。

現在公開中のタイトルはこちら

あさひ会計ch

<https://bit.ly/3Nt0xb9>

NEW!

【インボイス制度】⑦売手負担の振込手数料の取扱い

【インボイス制度】⑧賃貸借契約の見直し

【インボイス制度】

- ①制度の概要
- ②検討対象者について
- ③過格請求書発行事業者の判定フローチャート
- ④免税事業者の検討事項
- ⑤2割特例について
- ⑥事務負担の軽減措置(帳簿のみ要件の対象拡充)

ぜひご覧ください！



株式会社ヴィス (P7 参照)

Beyond vol.30

2023 年 6 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>